

(案)

○瑞浪市地域公共交通会議協議会設置要綱

平成25年4月23日告示第55号

(目的)

第1条 瑞浪市地域公共交通会議協議会（以下「**交通会議協議会**」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域の需要に応じた市民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、**地域公共交通総合連携計画**（以下「**連携計画**」という。）~~地域公共交通計画~~（以下「**交通計画**」という。）の策定及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の規定に基づく補助金申請等に関する協議及び実施に関する連絡調整を行うため設置する。

(事務所)

第2条 **交通会議協議会**は、事務所を岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地瑞浪市役所内に置く。

(事業)

第3条 **交通会議協議会**は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に係る協議に関すること。
- (2) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に係る協議に関すること。
- (3) **連携計画交通計画**の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) **連携計画交通計画**の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) **連携計画交通計画**に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、**交通会議協議会**の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 **交通会議協議会**は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 **交通会議協議会**の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公共交通事業者等
- (2) 岐阜県公安委員会の指名する者
- (3) 国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長の指名する者
- (4) 公共交通の事業用自動車の運転者が組織する団体代表者
- (5) 岐阜県知事の指名する者
- (6) 道路管理者
- (7) 副市長、経済部長、民生部長、教育委員会事務局長
- (8) 地域公共交通の利用者
- (9) 学識経験者その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号から第7号に規定する委員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、副市長をもって充てる。

2 副会長は前条第2項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

3 会長は、**交通会議協議会**を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 **交通会議協議会**の会議（以下「**会議**」という。）は、会長が招集し、会長が指名する者が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席

とみなす。

- 4 会議の議事は、会議出席委員（代理人を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、緊急を要するなどやむを得ない事情により会議の招集が困難であると会長が認める場合、すべての委員からの意見聴取、賛否の意向の確認及びこれらの結果の公表を行うことを条件として、会議の開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。
- 6 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
- 8 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

（協議結果の尊重義務）

第7条 **交通会議協議会**で協議が調った事項については、**交通会議協議会**の委員及び関係者はその協議結果を尊重しなければならない。

（幹事会）

第8条 **交通会議協議会**に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ**交通会議協議会**に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項については、会長が別に定める。

（分科会）

第9条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ**交通会議協議会**に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項については、会長が別に定める。

（事務局）

第10条 **交通会議協議会**の業務を処理するため、**交通会議協議会**に事務局を置く。

- 2 事務局は、商工課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費）

第11条 **交通会議協議会**の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

（監査）

第12条 **交通会議協議会**に監査委員2人を置く。

- 2 **交通会議協議会**の出納監査は、会長が委員の中から任命する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告する。

（財務に関する事項）

第13条 **交通会議協議会**の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第14条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

- 2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法は、瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和55年条例第4号）の例による。

（**交通会議協議会**が解散した場合の措置）

第15条 **交通会議協議会**が解散した場合には、**交通会議協議会**の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。